

\* 紙面の関係で、ここに挙げたものは一部です。

## II その他の助成金

以下、多数ある助成金の中から、皆さまに関係のありそうなものを選び、列挙いたします。なお紙面の制約があるため、細かい支給条件等は記載しておりません。各自でネット、ハローワーク等でお調べ／お尋ねください。

### A. 再就職支援関係の助成金

#### 1. 労働移動支援助成金

##### 1. -1 早期雇入れ支援コース

リストラされた等の労働者を、離職翌日から3ヶ月以内に雇い入れた事業主	通常助成 40万円、コロナの影響で離職した45歳以上の者を、離職前と異なる業種で雇い入れた事業所にはプラス40万円
------------------------------------	---

### B. 雇入れ関係の助成金

#### 2. 特定求職者雇用開発助成金

##### 2. -1 特定就職困難者コース

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母、障がいを持つ人など、就職が困難な人を継続労働者として雇い入れた事業主が対象

	短時間労働者以外	短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)
高齢者 母子家庭の母等	60万円	40万円
身体・知的障がいを持つ人(重度以外)	120万円	80万円
身体・知的障がいを持つ人(重度)	240万円	80万円

##### 2. -2 生涯現役コース

65歳以上の離職者を1年以上継続して雇い入れる事業主に支給されます。

短時間労働者以外の者	短時間労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)
70万円	50万円

##### 2. -3 被災者雇用開発コース

東日本大震災の被災地域の被災離職者等を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

短時間労働者以外の者	短時間労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)
60万円	40万円

## I 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス対策は以下の4つがあります。(昨年ご紹介したものとはかなり違ってきます)

### 1. 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者を雇用する事業主が対象です。

コース名称	対象	助成内容
新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症の影響で離職後3ヶ月以上経過し、経験のない職業に就く労働者をハローワーク、職業紹介所経由で雇用した事業所	1週間の所定労働時間30時間以上の労働者1人あたり最大4万円/月(最長3ヵ月間)
新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	新型コロナウイルス感染症の影響で離職後3ヶ月以上経過し、経験のない職業に就く労働者をハローワーク、職業紹介所経由で雇用した事業所	1週間の所定労働時間20時間以上30時間未満の労働者1人あたり最大4万円/月(最長3ヵ月間)

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に基づく新たな休暇制度を設け、実際に妊娠中の女性を休業させた事業主が対象です。

コース名称	対象	助成内容
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導で休業できる制度を新設し、実際にその制度を用いて20日以上の休暇を取得した労働者を雇っている事業主	28.5万円/対象労働者1人あたり 上限は1事業所5名まで 対象期間は令和4年1月31日まで
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導で休業できる制度を新設し、実際にその制度を用いて5日以上の休暇を取得した労働者を雇っている事業主	15万円/対象労働者1人あたり

# 政府等の助成金・支援策を積極的に 利用しましょう(令和3年度分)

「全改協だより」では、これまで年1回、政府の雇用関係の助成金制度をご紹介し、加盟店の皆さまの活用を促してきました。  
\*このリストは、助成金の種類と支給額だけを記したものです。助成金を受けるためには、細かい要件書類作成などの手続き、審査などがあることにご注意ください。また、あなたのお店がすべてこれらの助成金の対象であるというわけではありません。詳しくは各自でお調べください。



発行所 〒101-0065 東京都千代田区西神田3-1-2ウインド西神田ビル502  
一般社団法人全国牛乳流通改善協会  
TEL.03-6380-8021  
FAX.03-6380-8435  
e-mail: mail@zenkaikyou.or.jp  
URL: www.zenkaikyou.or.jp  
twitter: @zenkaikyou  
facebook: 全国牛乳流通改善協会

## 紙面から

政府等の助成金・支援策  
インフォメーション  
サポート事業検討委員会の進捗について など(一・二面)  
インボイス制度について (四・五面)

# 内臓脂肪を減らす



ガセリ菌SP株ヨーグルト  
ドリンクタイプ 宅配専用

機能性表示食品(届出番号 B4)

アレルギー(推奨表示含む): 乳成分、大豆



ガセリ菌SP株ヨーグルト  
宅配専用

機能性表示食品(届出番号 B3)

アレルギー(27品目中): 乳成分

雪印メグミルク 宅配フリーダイヤル 0120-758-369 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

届出表示: 本品にはガセリ菌SP株が含まれます。ガセリ菌SP株には、内臓脂肪を減らす機能があることが報告されています。機能性関与成分: ガセリ菌SP株 本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。また、特定保健用食品ではありません。食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

## D. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成

## 6. 両立支援等助成金

## 6. -1 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

男性労働者が「育児休業」、「育児目的休暇」を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、実際に男性労働者が利用した場合の事業主に支給されます。

①育児休業	(1) 1人目の育休取得		57万円
	(2) 2人目以降の育休取得	5日以上14日未満	14.25万円
		14日以上1か月未満	3.75万円
		1か月以上	33.25万円
②育児目的休暇の導入・利用			28.5万円

## 6. -2 介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、それに基づいて介護休業を取得した労働者が生じた場合、また仕事と介護を両立する制度(介護両立支援制度)を利用した労働者が生じた事業主に支給されます。

また、新型コロナへの対応で家族を介護するために有休を取得した労働者が生じた場合の事業主に支給されます。

①介護休業	休業取得時	28.5万円
	職場復帰時	28.5万円
②介護両立支援制度		28.5万円
③新型コロナウイルス感染症対応特例	有休取得日数5日以上10日未満	20万円
	有休取得日数10日以上	35万円

## 6. -3 育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを策定した職場で、それに基づいて育休を取得し、その後復帰した労働者が生じた事業主に支給されます。

また、新型コロナウイルス感染症で学校が臨時休校になったために子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度等を制定し、利用した労働者が生じた場合の事業主に支給されます。

①育休取得時			28.5万円
②職場復帰時			28.5万円
③職場復帰後支援	制度導入時	28.5万円	
	制度利用時	子の看護休暇制度	取得休暇1時間あたり1,000円
		保育サービス費用補助制度	事業主が負担した額の2/3
④新型コロナウイルス感染症対応特例			対応労働者1人あたり5万円

## 6. -4 女性活躍加速化コース

常時雇用する労働者が300人以下の事業主が、女性活躍推進法に基づいて女性の活躍推進の数値目標を設置し、目標達成に向けた行動計画を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

数値目標達成時(1企業1回限り)	47.5万円
------------------	--------

## 6. -5 不妊治療両立支援コース

不妊治療のための休暇制度や時差出勤、フレックスタイム制度などを制定し利用させた事業主に支給されます。

①環境整備、休暇の取得等	28.5万円
②長期休暇の加算	28.5万円

## E. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

## 7. 受動喫煙防止対策助成金

労働者の健康を保護する観点から、事業場による受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に支給されます。

助成対象	助成率	上限額
対象措置のための工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	100万円

(このほかにもたくさんありますので、ホームページやパンフレットでご確認ください。)

## 2. -4 発達障害者・難治症疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難治症疾患患者を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

短時間労働者以外の者	短時間労働者 (一週間に20時間以上30時間未満勤務)
120万円	80万円

## C. 雇用環境の整備関係等の助成金

## 3. 障害者作業施設設置等助成金

すでに雇っている、あるいは新たに雇い入れる障がいを持つ人のために、新しく作業施設を設置・整備する事業主に支給されます。

作業施設等の設置・整備に要する費用の2/3

## 4. 65歳超雇用推進助成金

## 4. -1 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引き上げ等を実施する事業主に支給されます。  
(一部抜粋)

<定年を引き上げた、または定年の定めを廃止した場合>

	65歳定年を定年年齢70歳未満まで引き上げ	定年年齢66歳～69歳を5歳未満引き上げ	定年年齢66歳～69歳を5歳以上引き上げ	70歳以上まで引き上げまたは定年の定めを廃止
60歳以上の被保険者が10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
60歳以上の被保険者が10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合>

	66歳～69歳		70歳以上
	4歳未満の雇用年齢延長	雇用年齢の4歳延長	
60歳以上の被保険者が10人未満	15万円	40万円	80万円
60歳以上の被保険者が10人以上	20万円	60万円	100万円

## 4. -2 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上、かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用契約者に転換する事業主に支給されます。

該当する労働者1人当たり48万円

## 5. キャリアアップ助成金

## 5. -1 正社員化コース

有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者を直接雇用した事業主に支給されます。

	対象労働者1人あたりの支給額	対象労働者が母子家庭の母もしくは父子家庭の父の場合の支給額への加算額	派遣労働者を直接雇用した場合の支給額への加算額
有期契約から正規雇用への転換	57万円	9.5万円	28.5万円
有期契約から無期雇用への転換	28.5万円	4.75万円	—
無期雇用から正規雇用への転換	28.5万円	4.75万円	28.5万円

## 5. -2 賃金規定共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者の賃金規程を、新たに共通のものに規定・適用した事業主に支給されます。

1事業所あたり57万円



## サポート事業検討委員会の進捗について


加盟店の皆さまに資する活動を検討中です

昨年度から、サポート事業検討委員会を立ち上げ検討を始めたこととはすでに「全改協だより」でもお知らせしております。

委員会はすでに4回開催し、実際に加盟店の経営に携わっているかたに委員として出席していただき、web上で会議を行っております。元々の目的は、全改協が加盟店さ

## 「特定事業者」に該当する加盟店さまへ 「容器包装リサイクル法」の適用

「特定事業者」にはリサイクルが義務付けられています

加盟店さまが配達やサンプル配布の際に使用する袋がプラスチック製(「」マークが付いている袋)や紙製の袋の場合、その加盟店さまは容器包装リサイクル法の対象になり、その規模によって「特定事業者」に該当します。

### 特定事業者とは

容器包装リサイクル法の「特定事業者」に該当する条件は、次の2条件の両方を満たす場合に限られます。  
・小売業の場合、  
・常時雇用者数が6人以上  
・事業年度での総売上高が7,000万円を超える場合(※)  
(※)事業年度の総売上高7,000万円以上は、月に換算すると約

## インフォメーション

またのためにできる活動、加盟店さまの持つ課題を解決できるようなするための事業の案をとりまとめ、理事会に提案することでしたが、実際に議論を始めると、そもそも加盟店さまに全改協からの情報や配布物が届いていないとか、情報や配布物を、都道府県の流改協事務局やマーク協から加盟店さまに配布する手段等につ

いても問題を抱えている等、当初意図したもの以外にも様々な課題が明らかになりました。現状の課題を把握し、解決に向けて方策を練るための貴重な機会となっております。

本原稿作成時点である9月末で、残り1回を予定しております。現時点では、活動内容として

●加盟店の皆さまに関係する、法制度(HACCPに基づく衛生管理、インボイス制度、容器包装リサイクル法など)の正確な理

583万円以上になります。  
上記の条件に該当する場合には「特定事業者」となり、この場合、「プラスチック」が付いた袋などの「容器」、「包装」について  
・再商品化(リサイクル)  
・帳簿の管理  
・排出抑制  
など、法に定める対策を行う義務がありますのでご注意ください。

### 各加盟店さま単独ではできない「再商品化」代行してもらえます

「再商品化(リサイクル)」は、容器、包装を回収し再商品化することです。加盟店さまでは実際にはそれはできませんが、そういう場合には指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に再商品化を委託することになります。契約に基づいた委託料金を支

解と対応のための研修会の実施  
●加盟店さまが利用可能な各種サービスの一括仲介

●加盟店さまが事業に必要なとなる物品等の一括斡旋  
●全改協から加盟店さまに物品や情報などを送り届ける方法の改善

●全改協から加盟店さまに物品や情報などを送り届ける方法の改善について、この委員会でも具体的な報告を引き続き進捗についてはご報告いたします。

なお、帳簿のフォーマットは特に指定されていません。  
帳簿作成例など詳しいことは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページに記載されています。同協会にお問い合わせください。

### 特定事業者は帳簿を管理する必要があります

特定事業者は、  
●販売などに用いた容器包装の量などを管理する帳簿を備えること  
●帳簿に記載すること  
●5年間帳簿を保管すること  
が義務付けられています。  
帳簿は、再商品化義務量算出のもととなると同時に、義務履行の証明ともなるものです。  
義務を怠ると、例えば帳簿の記載を行わない場合20万円以下の罰金が科せられます。  
帳簿は下の表のような事項を記載する必要があります。

リサイクル(再商品化)義務量	
義務量を算定する際に用いた排出見込量	
容器包装の利用見込量	前年度に、販売した商品に用いた特定容器包装の量
	本年度に、販売する商品に用いる特定容器包装の見込量 (初年度に商品に用いた特定容器包装の量/初年度商品販売月数) × 12
再商品化、回収を委託した特定容器包装の量	
回収代行の契約を締結した年月日	
回収代行した特定分別基準適合物の量	
回収代行した処理委託料金の支払期限およびこれを支払った年月日	

- 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ <https://www.jcpra.or.jp/>
- 容器包装リサイクル法について <https://www.jcpra.or.jp/container/tabid/945/index.php#Tab945>
- 帳簿作成ガイドライン <https://www.jcpra.or.jp/specified/tabid/726>

## 改正食品衛生法が本施行されています 衛生管理、温度管理の徹底を

6月1日から施行されています

これまでも、「食品衛生法」の改正について「全改協だより」でお伝えいたしました。6月1日から実際に施行されています。食品を扱うすべての事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施が求められているため、全改協としては、加盟店の皆さまの日常業務で必須となる、一般的な衛生管理、温度管理の徹底のため、「牛乳販売店等における牛乳乳製品等の宅配」等におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書を作成・配布し、さらに実際の行動に役立てていただくよう、非接触型温度計を各加盟店さまあてに1基ずつ無料配布いたしました。

記録用のフォーマットをもとに、商品の「受け入れ」「保管」「出荷」「配達車への積み込み」「配達途上」の過程で、冷蔵庫内、商品冷蔵車、配達用保冷シッパー、蓄冷剤などの温度を都度測定し、記録し、異常があった場合はあらかじめ定められた対処を行うようにしてください。本手引書で作成できる衛生管理計画の作成例を近日常に全改協のホームページに掲載しますので、ご参考にしてください。

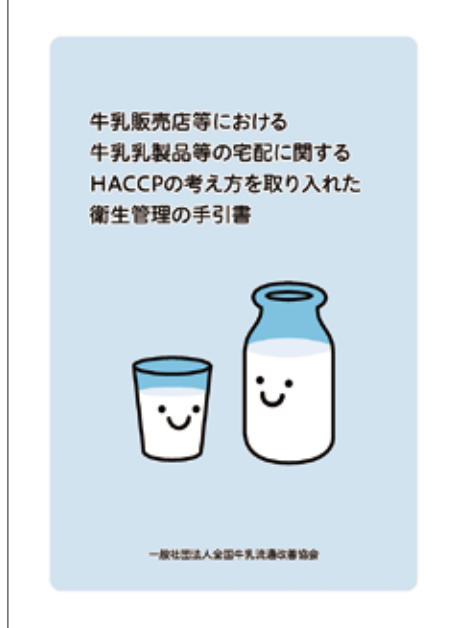
### 「手引書」温度計を活用して

配布した温度計を用いて、手引書に掲載されている、温度管理の

なお、届出制の新設や事業承継等の場合は新制度への届出が必要となります。また、廃業や、代表者の変更の際にも届出が必要となります。  
なお、「届出制」の対象業種にはなりましたが、引き続き、保健所など行政による衛生指導は各自治体の基準で行われます。コロナ禍で大変な状況ですが、感染防止対策と共に温度管理、衛生管理に留意しつつ営業活動を継続してください。

やマーク協を通じてお申し込みください。  
許可制から届出制へ  
「廃業の際も届け出が必要」

また、改正「食品衛生法」では事業実態に応じた営業許可業種の見直しが行われ、「乳類販売業」は、従来の「許可制」から「届出制」に変更になりました。牛乳販売店は食品衛生上問題を発生させる恐れが少ないと判断されたためです。既に「乳類販売業」許可を取得している場合は、新たに制度化された「届出制」への移行は自動的に行われるため、加盟店の皆さまが改めて申請する必要はありません。ただし、拠点の新設や事業承継等の場合は新制度への届出が必要となります。なお、廃業や、代表者の変更の際にも届出が必要となります。



牛乳販売店等における牛乳乳製品等の宅配に関するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書



防水仕様赤外線放射温度計 AD-5617WP



インフォメーション 全改協からのお知らせ

## 消費税の扱いについて 学校やお店などに納入している加盟店の皆さまに重要なことがあります

### 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入にむけて

以下の記事は一般のお客様のみが顧客である大多数の加盟店の皆さまは対象になりませんが、一部、卸(学校や飲食店などに日常的に納入している)業務をしている加盟店さまは、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の対象になりますので注意してください。

### 消費税率が混在しているために、ある不都合が発生しています

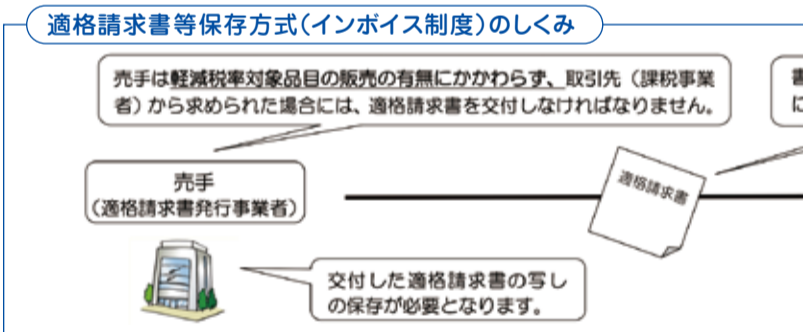
消費税の軽減税率制度が令和1年10月1日から導入された結果、現在、10%と8%の2種類の消費税率が存在しています。消費税は最終購入者である消費者が負担する税金ではありますが、実際には流通の各段階でもそれぞれの事業者が、原材料の仕入れ、卸などの段階で負担しています。事業者が実際に納税する際には、売上金額にかかる消費税率から、仕入段階で払った消費税率を差し引いて納税することになっています(「仕入れ税額控除」といいます)。このとき、マイナスになった場合は、税額の還付を受けられます(\*)。

### 現在の暫定措置

この差額発生による不都合を防ぐため、「請求書等保存方式」として、請求書や納品書に、  
●取引日時 ●相手先の名称 ●取引内容 ●取引金額とその税率等を記録し、保存するようにならなければならないとされました。記録に取ること、仕入、販売のときの税額を「見える化」するわけです。

### 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」とは

ただし、この方式は暫定的なもので、2023(令和5年)10月1日以降は「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が導入されます。➡



➡ 23年10月のインボイス制度導入後は、前述の内容に加えて、請求書に登録番号を記載した「適格請求書」の発行が求められます。そしてこの適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」(登録事業者)だけです。

### 適格請求書発行事業者の登録申請を検討しましょう

インボイス制度の導入後は、適格請求書発行事業者(登録事業者)が発行した適格請求書がないと、左の段の、「\*」の部分に記載した仕入れ税額控除を受けられなくなります。そうすると、仕入れの際に業者に支払った消費税を、再度税務署に納税しなければなりません。

登録事業者ではない事業者から発行された、適格請求書ではない請求書に従って取引をするとこのような不都合が生じるため、「登録事業者でない事業者は取引から排除しよう」という結果になり、取引がなくなってしまいます。このような事態にならないように、お取引先の状況に応じて登録申請を検討しましょう。「適格請求書発行事業者」になるための登録申請受け付けは、本年10月1日から始まっています。

卸に携わっている加盟店さまは、ぜひ手続きされるようおすすめします。申請書は、次のリンクからダウンロードできます。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0020009-098\\_04.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0020009-098_04.pdf)

#### 適格請求書の例

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

morinaga

# 毎日の健康を応援いたします!

長期常温保存可能

宅配専用

**冷奴**に

濃厚な大豆本来のうま味  
なめらかな食感  
常温保存可能品

- なめらかな食感
- 大豆本来の香りと甘み
- 冷奴におすすめ

**お料理**に

崩れにくくお料理にも  
常温保存可能品

- しつかりとした硬さ
- 水切り不要で手間いらず
- お鍋やお料理におすすめ

**森永乳業**